

TPP・EU等需要拡大緊急対策事業実施要領

制定 平成30年2月1日食産第4443号
農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄の3のTPP・EU等需要拡大緊急対策事業（以下「本事業」という。）は、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成28年10月11日付け28食産第2771号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の12の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、協業組合、輸出組合、酒類業組合、又は独立行政法人
 - (2) 法人格を有さない団体であって食料産業局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）
- 2 1の(2)の特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - (4) 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 1の(2)の特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

TPP参加国及びEU加盟国において、今後、輸出拡大の可能性が高い複数の日本産農林水産物・食品（以下「農林水産物等」という。）について、現地の外食・中食、小売店舗、食品製造・流通事業者等（以下「現地事業者等」という。）と協力し、現地の消費者に日常的に消費される物流と商流を形成するため、以下の(1)から(4)までの取組を複数組み合わせる実施する。

(1) ビジネスマッチング等の実施

農林水産物等の生産者や地域が連携し、販売力を強化するためのPRに必要な検査、ラベルの作成等を実施するとともに、現地事業者等とのマッチング等を実施す

る。

現地事業者等とのマッチングに当たっては、現地で入手可能な食材及び調理器具と農林水産物等との組合せ等の実施や、農林水産物等に係るストーリーや子持ち世帯等を意識した健康等の効果的な訴求方法等について提案を行う。

(2) テストマーケティングの実施

農林水産物等の生産者及び現地事業者等との協力により、現地の消費者への試験販売、アンケート調査等を実施するための場を設置するとともに、販売促進の取組に必要な什器、装飾、販売員等を手配し、試験販売する農林水産物等の輸送、在庫管理、陳列及び現地消費者へのアンケート等を実施する。

(3) 継続購買に必要な商流・物流の構築

現地事業者等との協力により、現地の電子商取引サイト等を利用し、消費者が容易に継続購買できるシステムを構築するとともに、データの分析等により、継続購買率を高める取組等の検討を実施する。

(4) 複数のメディアを活用した宣伝活動等の実施

現地で流通する農林水産物等の販売促進のため、複数のメディアを活用した宣伝活動等を実施する。

(補助対象経費)

旅費（招聘費を含む。）、謝金、使用料及び賃借料（保管費、機材リース費を含む。）、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品及びパッケージ費（ラベル作成費を含む。）、委託費、通信運搬費、輸送費、賃金、人件費（本事業の実施に要する直接作業時間に対する給料その他手当に限る。）、検査費（本事業の実施に当たって、海外事業者等から要求される検査に限る。）等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成29年度とする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施計画において、事業による取組の成果を適切に評価・検証することができる成果目標を設定していること。
- (3) 事業実施主体が、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更（2の重要な変更）に

限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の3のTPP・EU等需要拡大緊急対策事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画(別記様式2)の別添の積算内訳欄に記載することにより食料産業局長の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実施状況等の報告

1 事業実施結果の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画(別記様式2)に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 その他の状況報告

事業実施主体は、事業終了年度の翌年度から3年間、毎年度、事業の成果について、別記様式3により、毎会計年度終了後6ヶ月以内に事業承認者に報告するものとする。

ただし、当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ食料産業局長に報告の予定時期及び報告期日が遅れる合理的な理由を届出の上、報告するものとする。

また、設定した成果目標に対する事業成果について、その要因を分析するとともに、成果目標が達成されていない場合は、食料産業局長の指導・助言を受けるなど、翌年度以降の取組成果に結びつくよう努めるものとする。

第8 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を交付決定者(交付要綱第3の2に規定する交付決定者をいう。)に提出するものとする。ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第4号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第9 報告又は指導

食料産業局長は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第10 海外の付加価値税の還付額に係る国費相当額の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続きを速やかに行い、手数料を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業と合算して付加価値税の還付手続きを行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第11 その他

- 1 補助事業の実施により相当な収益が発生した場合には、当該収益を補助事業に係る経費から差し引いて、次のとおり補助金額を計算するものとする。

国庫補助金額＝（補助対象経費－（（補助事業の実施により発生した収入－当該収入を得るに要した費用（補助事業に要した経費を除く。））－補助事業に要した経費のうち補助対象外経費））×補助率

- 2 事業実施主体は、事業終了後、インターネット上等に事業成果を公表するものとする。また、事業実施主体は、事業承認者が事業成果を普及しようとする際には、資料の提供等の協力をするものとする。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

別記様式1（第2関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

特 認 団 体 承 認 申 請 書

1 事 業 名

2 団体の名称

3 主たる事務所の所在地

4 代表者の役職名及び氏名

5 設立年月日

6 事業年度（ 月～ 月）

7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・中小 企業の別	従業員 数	資本金	品目	生産 都道府県	年間販 売額	主要 事業	備考

（注1）生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

（注2）構成員が多数の場合、これを別様とすることができる。

（注3）生産都道府県について、北海道の場合は振興局単位で記入すること。

8 設立目的

9 事業実施計画の内容

（注）当該団体の当該事業年度における事業実施計画の内容（申請する活動を含む。）を記入すること。

10 特記すべき事項

11 添付書類

- （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）、総会等で承認されている直近の事業計画、収支予算等
- （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- （3）その他参考資料

別記様式2（第6関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地

団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

「ＴＰＰ・ＥＵ等需要拡大緊急対策事業」事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）申請について

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知）第5の1（注1）の規定に基づき、関係書類（注2）を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

（変更の理由）

○○○○○○○○○○○○（注3）

（中止、廃止の理由）

○○○○○○○○○○○○（注4）

（注1）変更、中止又は廃止の承認申請の場合には、「第5の2」とすること。

（注2）関係書類として別添を添付すること。

（注3）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略すること。

（注4）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

（注5）事業実施結果報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成29年度ＴＰＰ・ＥＵ等需要拡大緊急対策事業の実施結果の報告について」とし、別添の4の（1）の「成果」の欄に事業成果を記載すること。

別 添

1 事業実施主体の概要

① 実施主体者の名称（ふりがな）

② 所在地及び担当者連絡先

③ 代表者の役職及び氏名

2 事業の目的

（注）輸出拡大のボトルネックになっている課題及びその解決のために何が必要となっているのかを踏まえて記載すること。

3 事業の内容

（1） ビジネスマッチング等の実施

（2） テストマーケティングの実施

（3） 継続購買に必要な商流・物流の構築

（4） 複数のメディアを活用した宣伝活動等の実施

4 事業の成果目標・期待できる波及効果（マッチング数、販売数量等、可能な限り定量的に記載すること）

（1） 事業の成果目標（達成すべき成果）

事業の取組内容	対象国 又は地域	品目	成果目標	成果
① ビジネスマッチング等の実施				
② テストマーケティングの実施				
③ 継続購買に必要な商流・物流の構築				
④ 複数のメディアを活用した宣伝活動等の実施				

（注）成果欄は、事業実施結果に係る報告の際に記載すること。また、事業成果の発現を複数年にわたり設定している場合は、事業実施年度の進捗状況を記載すること。

(2) 事業成果・効果の検証方法

① ビジネスマッチング等の実施

② テストマーケティングの実施

③ 継続購買に必要な商流・物流の構築

④ 複数のメディアを活用した宣伝活動等の実施

(3) 期待できる波及効果

5 事業のスケジュール

3に記載の事業内容について、成果達成までの複数年のスケジュール及び当該年度のスケジュールを記載すること。

(1) 当該年度のスケジュール

(2) 成果達成までのスケジュール

6 積算内訳

区 分	事業費	負 担 区 分			事業の 委託	備 考
		国 庫 補助金	自 己 負担金	その他		
	円	円	円	円	(1)委託先 (2)委託する事業 の内容	※1 各経費については、第3 の1の補助対象経費を参考 とすること。 ※2 事業の一部を委託する場 合には、それに要する経費 を記載すること。 ※3 旅費については、旅費を 使用する者の内訳が分かる ように記載すること（別葉 可）。 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円
計						

(注) (1) 選択した事業メニューについて記載すること。

(2) 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。

なお、備考については、別業とすることができる。

(3) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

7 特記事項

8 添付資料

(1) 人件費、謝金及び賃金については、その単価の根拠資料を添付すること。

(2) 事業費の自己負担金の構成員別負担額及び負担割合(%)を記した資料(様式:任意)を添付すること。

(3) 事業の一部を委託する場合には、その相見積り、委託契約書(案)を添付すること。また、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠としない場合には、その理由を明らかにした資料を添付すること。

(4) 事業実施結果に係る報告の場合には、別紙「平成 29 年度 T P P ・ E U 等需要拡大緊急対策事業の実施に係る収益報告」を添付すること。

(5) 必要に応じて資料を添付すること。

別紙

平成 29 年度 T P P ・ E U 等需要拡大緊急対策事業の実施に係る収益報告

①補助対象経費

円

②補助事業の実施により発生した収入

円

③当該収入を得るに要した費用（補助事業に要した経費を除く。）

円

④補助事業に要した経費のうち補助対象外経費

円

⑤補助率

⑥国庫補助金額【 $(① - ((② - ③) - ④) \times ⑤)$ 】

円

別記様式3（第7の2関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地

団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

「平成 29 年度 T P P ・ E U 等需要拡大緊急対策事業」に係る事業成果の報告について

T P P ・ E U 等需要拡大緊急対策事業実施要領（平成 30 年 2 月 1 日付け 29 食産第 4443 号農林水産省食料産業局長通知）第 7 の 2 の規定に基づき、関係書類を添えて報告する。

（注）関係書類として別添を添付すること。

別 添

1 活動内容

(注) 当該事業により取り組んだ活動内容を記載するとともに、翌年度以降、事業効果の発現に向けた自主的な取組がある場合はあわせて記載すること。

2 事業の成果目標と成果

事業の取組内容	対象国 又は地域	品目	成果目標	成果
① ビジネスマッチング等の実施				
② テストマーケティングの実施				
③ 継続購買に必要な商流・物流の構築				
④ 複数のメディアを活用した宣伝活動等の実施				

(注) 事業成果の発現を複数年にわたり設定している場合は、事業実施年度の成果欄は、その進捗状況を記載すること。

3 評価及び要因分析

(注) 取り組んだ事業の内容ごとに成果目標の達成状況を評価し、目標を達成していない場合は、その要因と課題を詳細に分析すること。

4 次年度以降の活動方針

(注) 評価と要因分析を踏まえた次年度以降の活動方針について、具体的に記載すること。

5 特記事項

6 添付資料